道路（水路等）の境界確定を申請される方へ（作成要領）

○申請書について

① 申請者は道水路等に隣接する土地の所有者とし、土地所有者が死亡している場合は、原則として相続人全員です。ただし、他の相続人全員の委任を受けた者は、相続人代表として申請者となります。土地が共有の場合は、原則として共有者全員です。ただし、他の共有者の委任を受けた者は、共有者代表として申請者となります。

② 法人が土地所有者の場合は法人の代表者を申請者とします。ただし、法人が解散又は倒産した場合は、清算人又は管財人とします。

③ 委任状がある場合は、申請者欄の押印を省略できます。

④ 測量者氏名欄には土地家屋調査士等の資格を明記してください。

⑤ 申請土地が複数あり列記できない場合は、別紙を作成し添付してください。

⑥ 申請理由欄□にチェックを入れてください。該当ない場合はその他（　）に記入してください。

○添付図書について

① 申請地の登記事項証明書写し（登記情報写し可）

② 委 任 状　代理人による申請、立会等の場合は、委任した権限の範囲を明確に記入したものを添付してください。

③ 位 置 図　申請地を朱色で着色してください。

④ 公図写し　申請箇所の官民境界線を朱線表示してください。尚、公図が複数枚の場合は合成図の添付をお願いします。
　旧図地区においては、旧土地台帳附属地図（和紙公図）写しの添付をお願いします。

⑤ 現況実測平面図（仮測図）
- ・立会箇所測点毎に道路（水路）幅員を記載してください。
- ・仮境界線と側溝、建築物等の構造物並びに現況地形との位置関係が図上で把握できる図面の添付をお願いします。
- ・越境物（ブロック塀、地先ブロック、建物屋根等）が予測される場合は、その存在が判別できるように図示してください。
- ・土地家屋調査士又は測量士が作成したものに限ります。
- ・街区基準点等の設置してある地区については、その成果を使用した測量をお願いします。

⑥ 境界立会に参考となる資料法務局地積測量図、境界確定図、区画整理事業確定図又は換地図等

⑦ 隣接地及び対側地登記情報写し

○境界立会について

　半田市は公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以後「公嘱協会」という）に境界確認の補助業務を委託しています。よって、現地立会については公嘱協会担当社員（土地家屋調査士）から連絡が入りますので日程調整をしてください。

○立会確定後提出図書について

① 確定測量図 2部(内1部境界確認書用)
  ・確定官民境界線を朱線表示してください。
  ・官民境界以外で境界確定できなかった部分がある場合には、その旨を記載して下さい。

② 筆界(境界)立会確認書 1部(資格者代理人が原本証明したもので可)

③ 現況平面図 1部
  ・現況平面に確定した境界線を組み合わせたもの
  ・立会確定した官民境界線の道路(水路)幅員を境界点ごとに記入してください
  ・公図幅を確保できていない場合、その理由、原因を記載してください。

④ 基準点使用報告書 1部(半田市街区基準点を使用した場合のみ)

※確定測量図等提出図書は公嘱協会担当社員まで提出してください。

○境界確認書について

立会確定後提出図書に不備が無ければ1週間~10日で発行いたします。

○越境物について

確定官民境界線に越境物がある場合、その覚えとして越境確認書の提出をしていただきます。これは半田市と申請者での協議となります。様式についてはホームページをご覧下さい。

〔担当部課名:建設部維持管理課管理担当〕